

**【表紙】**

|                                  |                                            |
|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 【提出書類】                           | 有価証券届出書                                    |
| 【提出先】                            | 関東財務局長 殿                                   |
| 【提出日】                            | 2019年 3 月12日                               |
| 【発行者名】                           | ラッセル・インベストメント株式会社                          |
| 【代表者の役職氏名】                       | 代表取締役社長兼C E O ジョン・アール・ムーア                  |
| 【本店の所在の場所】                       | 東京都港区赤坂七丁目 3 番37号 プラス・カナダ                  |
| 【事務連絡者氏名】                        | 小室 絵美                                      |
| 【電話番号】                           | 03-5411-3500                               |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャー F              |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】        | 当初申込期間：1 億円を上限とします。<br>継続申込期間：1 兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】                       | 該当事項はありません。                                |

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

#### ① 当初申込期間

1億円を上限とします。

#### ② 継続申込期間

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

#### ① 当初申込期間

1口当たり1円とします。

#### ② 継続申込期間

取得申込受付日の基準価額<sup>※</sup>とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「国内株式MM」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### (5) 【申込手数料】

ありません。

### (6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします（当初元本1口＝1円）。

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

### (7) 【申込期間】

#### ① 当初申込期間

2019年3月28日

#### ② 継続申込期間

2019年3月29日から2020年6月12日まで

継続申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。  
販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社  
＜電話番号＞ 0120-055-887（フリーダイヤル）  
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）  
＜ホームページ＞ <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

① 当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中（2019年3月28日）に申込代金<sup>※</sup>を販売会社に支払うものとします。当初申込みにかかる発行価額の総額は、設定日（2019年3月29日）に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

② 継続申込期間

取得申込者は、販売会社が指定する日までに申込代金<sup>※</sup>を販売会社に支払うものとします。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社（前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）に申込代金を支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込者の制限

原則として、取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

② 申込方法

(a) 取得申込者は販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(b) 取得申込者は販売会社との間で、別に定める「自動けいぞく投資契約」<sup>※</sup>を締結するものとします。

※販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(c) 取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 取扱時間

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

④ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

金融商品取引所<sup>※</sup>等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

⑤ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑥ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

|                                             |          |         |                      |
|---------------------------------------------|----------|---------|----------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                     | 年1回      | グローバル   |                      |
|                                             | 年2回      | 日本      |                      |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性（ ） | 年4回      | 北米      | ファミリー<br>ファンド        |
|                                             | 年6回（隔月）  | 欧州      |                      |
|                                             |          | アジア     |                      |
|                                             |          | オセアニア   |                      |
| 不動産投信                                       | 年12回（毎月） | 中南米     | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ |
| その他資産<br>（投資信託証券（株式 一般））                    | 日々       | アフリカ    |                      |
| 資産複合<br>（ ）                                 |          | 中近東（中東） |                      |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型                          | その他（ ）   | エマージング  |                      |

### 《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

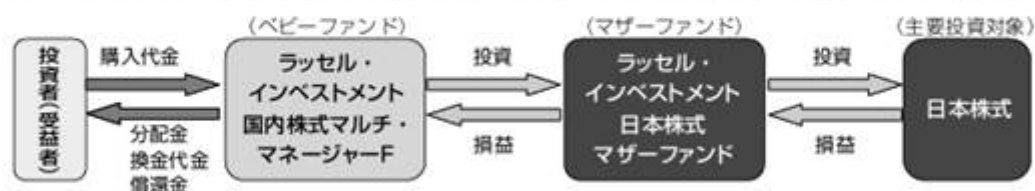
（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

### ＜ファンドの特色＞

#### ◇日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資して、実質的な運用をマザーファンドに行う仕組みです。



#### ◇TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、中長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。

◇運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。

〈イメージ図〉



＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**グロース(成長)型**：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**バリュー(割安)型**：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

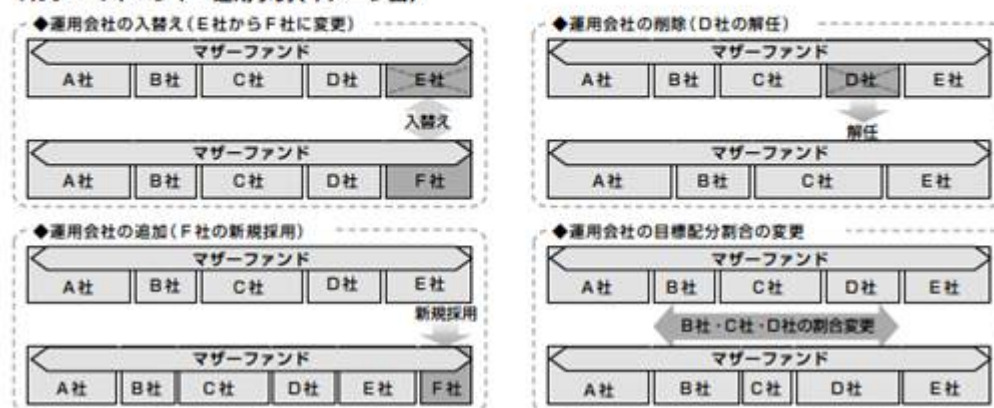
**マーケット・オリエンテッド型**：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、当ファンドではマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2019年3月12日現在の状況は以下のとおりです。

《ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド》

| 運用スタイル         | 運用会社(外部委託先運用会社／投資助言会社)                            | 目標配分割合 |
|----------------|---------------------------------------------------|--------|
| グロース(成長)型      | アセットマネジメントOne株式会社(日本)                             | 25%    |
|                | カムイ・キャピタル株式会社(日本)(投資助言) <sup>(注)</sup>            | 10%    |
|                | クープランド・カーティフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー(英国)             | 10%    |
| バリュー(割安)型      | 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(日本)(投資助言) <sup>(注)</sup> | 30%    |
|                | ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)     | 10%    |
| マーケット・オリエンテッド型 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本)(投資助言) <sup>(注)</sup>    | 15%    |

(注)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用(投資助言会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

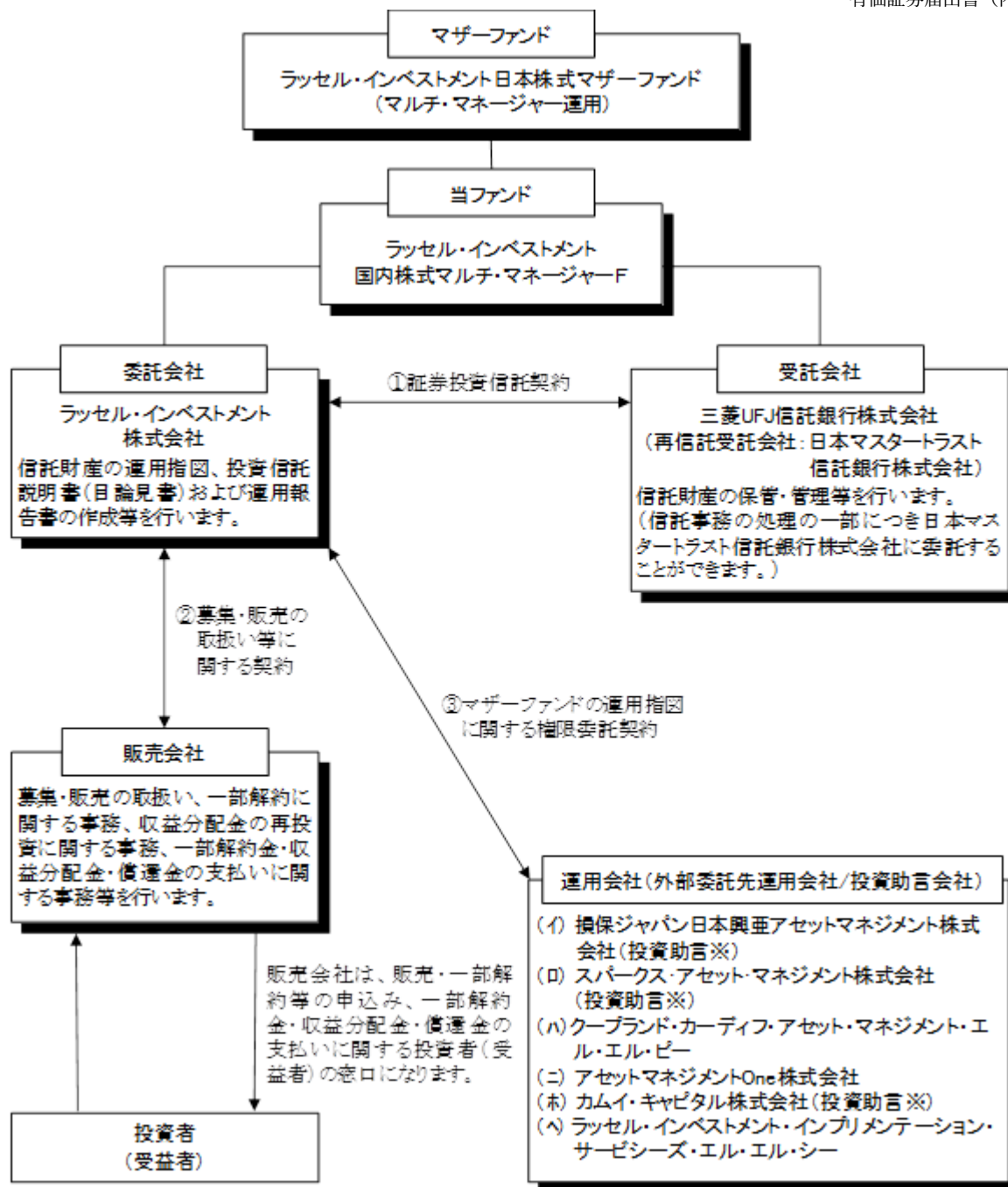
(2)【ファンドの沿革】

2019年3月29日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始日（予定）

(3)【ファンドの仕組み】

＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞





※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・イン  
ベストメント・インプリメンテーション・サービシー  
ズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注) 上図は、2019年3月12日現在のものです。上記の運  
用会社は事前の告知なく随時変更され、2019年3月  
12日現在のものと異なることがあります。

## <契約の概要>

### ①証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

### ②募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

### ③マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

## <委託会社の概況>

①資本金の額 490百万円（2019年1月末現在）

②沿革

|             |                                              |
|-------------|----------------------------------------------|
| 1999年3月9日   | フランク・ラッセル投信株式会社設立                            |
| 1999年3月25日  | 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得     |
| 1999年11月15日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録        |
| 2000年1月27日  | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得 |
| 2002年7月18日  | 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更                         |
| 2006年2月16日  | 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更             |
| 2006年3月1日   | ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併                       |
| 2007年12月21日 | 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更                     |

③大株主の状況

（2019年1月末現在）

| 株主名                                  | 住所                         | 所有株式数   | 持株比率 |
|--------------------------------------|----------------------------|---------|------|
| Russell Investments Japan Holdco合同会社 | 東京都港区赤坂七丁目3番37号<br>プラス・カナダ | 34,090株 | 100% |

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2018年12月末現在で約29兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ①基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

#### ②運用方法

##### (a)投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

##### (b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にわが国の株式に投資し、信託財産の長期的成長を目指します。
- TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。
- 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

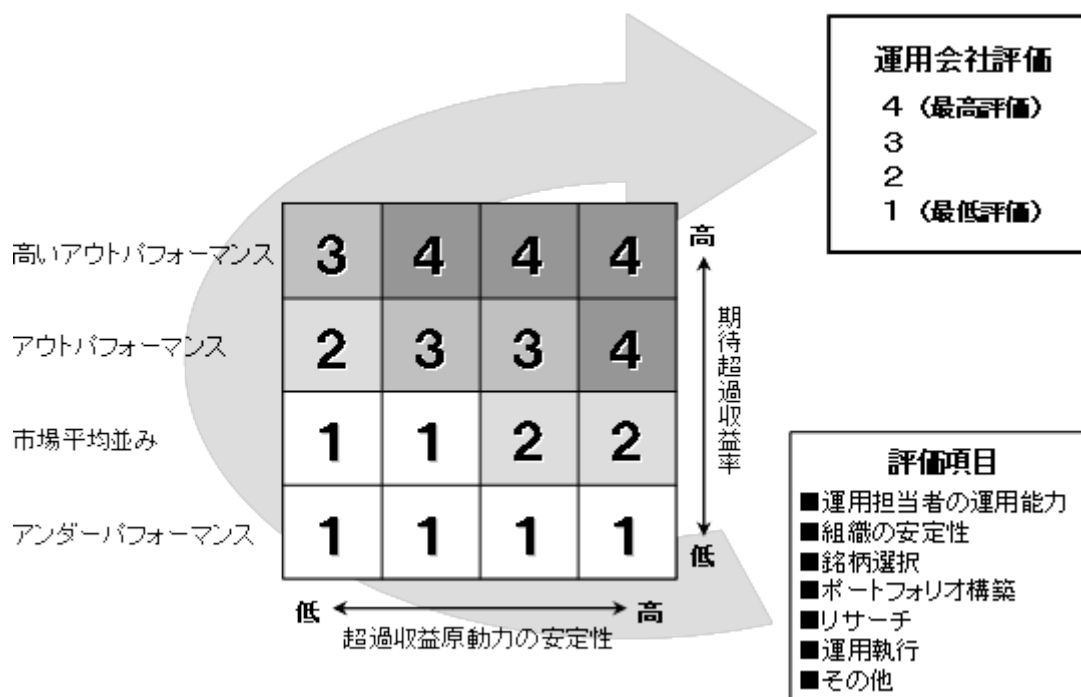
(c) ラッセル・インベストメントの「マルチ・マネージャー運用」の特徴

《特徴1》世界中から優れていると判断される運用会社を厳選します。

将来においても良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を選ぶには、パフォーマンスなどの定量的な分析だけにとどまらず、運用プロセスや運用組織、人材の質などの定性的な分析により重点を置いて運用会社を評価することが重要となります。

ラッセル・インベストメント グループの運用会社調査チームは、日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に分析・評価し、日本株式の運用において、中長期的に安定してベンチマークを上回る、つまり超過収益を生み出すことが期待できる優れた運用会社を厳選します。

綿密な調査・分析により運用会社を4段階で評価します。



《特徴2》複数の運用スタイル、運用会社に分散しリスクの低減を図ります。

複数の運用スタイルに分散し、それぞれの運用スタイルにおいて優れていると判断される運用会社をバランスよく組み合わせることで、日々変化する経済情勢や投資環境の中にあっても、ファンド全体として中長期的に安定してベンチマーク（TOPIX（配当込み））を上回る、つまり超過収益を生み出すことを目指して運用を行います。

なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

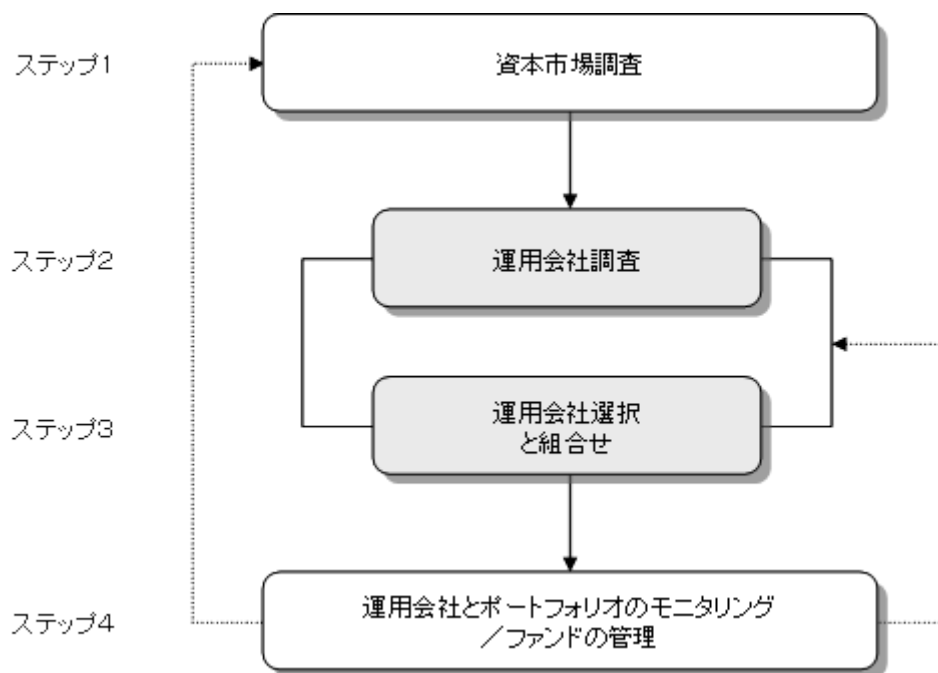
《特徴3》運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行います。

現時点において優れた運用会社が将来においても優れているとは限りません。一方、現時点では優れていなくとも将来的に優れた運用会社に変貌を遂げる可能性もあります。そこで、運用会社を継続的にモニタリングし、運用能力などに変化があった場合には必要に応じてファンドで採用する運用会社の変更や追加などを行うことにより、常に最適と判断される運用会社の構成を目指します。

(d) 運用のプロセス

「マルチ・マネージャー運用」は、マザーファンドにおいて行われます。

マザーファンドの「マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



#### ステップ1：資本市場調査

日本株式の運用において超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、日本の株式市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

#### ステップ2：運用会社調査

日本のみならずアメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階で評価を行うことによって、日本株式の運用で良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

#### ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

#### ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加などを行うことによりファンドの管理を行います。

## (2)【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

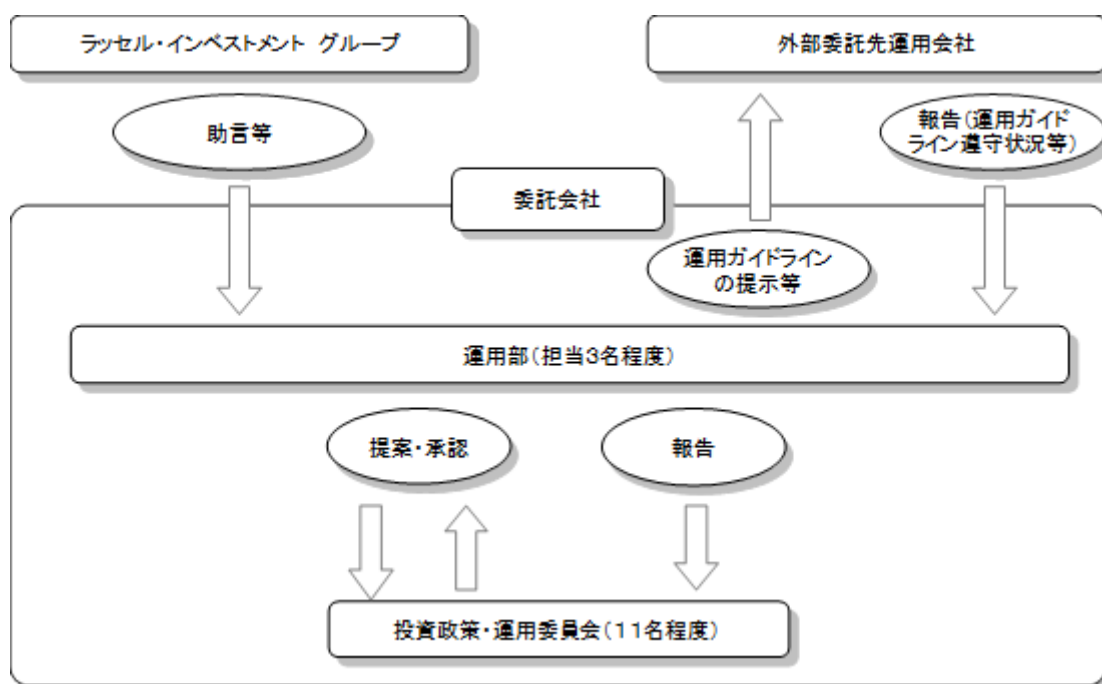
### (3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

**(投資政策・運用委員会)**

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社

委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。

- ・受託会社

オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記の体制等は2019年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

**(4)【分配方針】**

毎決算時（毎年3月13日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※収益分配金は、原則として無手数料で自動的に再投資されます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**(5)【投資制限】**

## ①信託約款による投資制限

(a)株式への実質投資割合<sup>※</sup>には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンド受益証券の信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。



- (b)投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (c)委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (d)委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (e)投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所<sup>※</sup>に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。
2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (f)信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
  2. 上記1.の信用取引は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンド受益証券の信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
  4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める当該売付に係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (g)先物取引等の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (h)スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
  2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (i)金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
  2. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j)有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (k)有価証券の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (l)有価証券の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
  4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (m)外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (n)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o)外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。



2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンド受益証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(p) 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下の通りです。

(a) デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドの概要

(1) マザーファンドの投資方針

① 基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用方法

(a) 投資対象

わが国の取引所※に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(b)投資態度

1. わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
3. T O P I X（配当込み）をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)マザーファンドの投資対象

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りします。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1. に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下③、④において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに14. の証券のうち投資法人債券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④上記②にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)マザーファンドの投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- ④委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### ⑤投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 上記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ⑥信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、上記2. の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### ⑦先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- ⑧スワップ取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
  2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑪公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
  2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑫公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(4)マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5)投資制限 ②法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(5)マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

2019年3月12日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)商 号：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社《日本》

〔投資助言〕※

投資助言内容：バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用

(ロ)商 号：スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》〔投資助言〕※

投資助言内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

(ハ)商 号：クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー《英国》

委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ニ)商 号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》

委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ホ)商 号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》〔投資助言〕※

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

(ヘ)商 号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

#### ① 基準価額の変動リスク

##### (a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### (c) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。



※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

## ②その他の留意点

- (a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- (b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- (c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- (d) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- (e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
- (f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2)投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

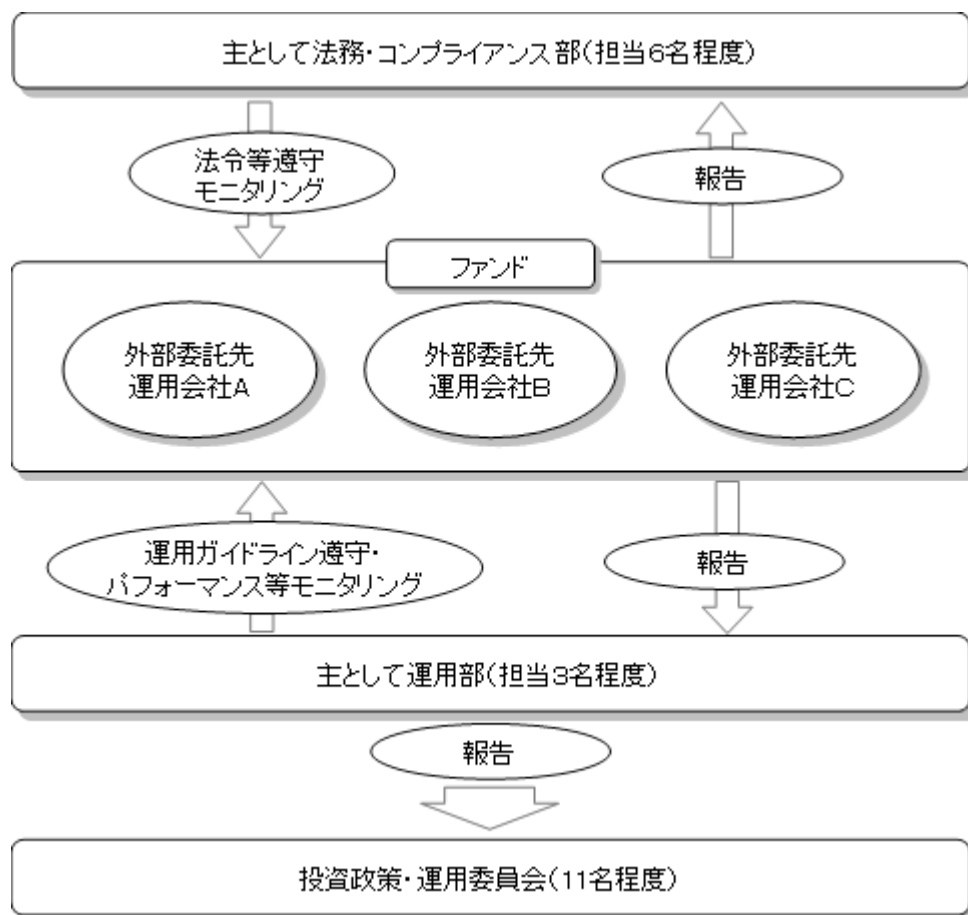
### ①外部委託先運用会社の管理

- ・ 外部委託先運用会社については、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、管理しています。
- ・ 委託会社は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- ・ 外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が運用部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・ 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。
- ・ グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

### ②ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。





※上記の体制等は2019年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 《参考情報》

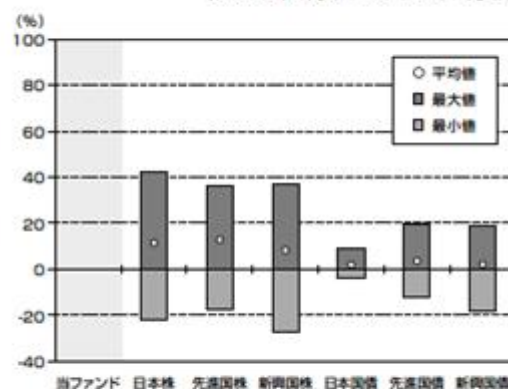
### 参考情報

#### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

#### 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年2月末～2019年1月末)



| （単位：％） | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債  | 新興国債  |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 平均値    | —     | 11.5  | 12.8  | 8.3   | 2.0  | 3.6   | 2.1   |
| 最大値    | —     | 41.9  | 36.2  | 37.2  | 9.3  | 19.3  | 19.2  |
| 最小値    | —     | -22.0 | -17.5 | -27.4 | -4.0 | -12.3 | -18.1 |

※当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※右グラフは、代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項「ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について」をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)  
先進国株 …… MSCI KOKUSAI(配当込み)  
新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)  
日本国債 …… NOMURA-BPI 国債  
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

## ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

### ◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.918%※（税抜0.85%）の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬は日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

<信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率>

信託報酬にかかる各支払先への配分は、以下の通りです。

| 支払先  | 配 分                    | 役務の内容                                          |
|------|------------------------|------------------------------------------------|
| 委託会社 | 年率0.648%<br>(税抜 0.60%) | 当ファンドの運用等の対価                                   |
| 販売会社 | 年率0.216%<br>(税抜 0.20%) | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.054%<br>(税抜 0.05%) | 当ファンドの資産管理等の対価                                 |

※消費税率が10%になった場合は、年0.935%（税抜0.85%）となります。なお、上記の配分についても相応分上がります。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社が受け取る報酬から販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、収益分配金ならびに解約時および償還時の差益については所得税および地方税がかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金法に規定される税制上の措置の対象外となる場合、課税上の取扱いは次のようになります。

##### ①個人の受益者に対する課税の取扱いについて

###### ◇収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択することができます。

###### ◇換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

| 税率                                    |
|---------------------------------------|
| 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%） |

###### ◇損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

②法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、益金不算入制度の適用はありません。

| 税率                              |
|---------------------------------|
| 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%） |

※詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

<収益分配金について>

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本について>

①受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

②受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

（注1）上記は2019年1月末現在の情報です。税法または確定拠出年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

（注2）税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

該当事項はありません。

#### ②【分配の推移】

該当事項はありません。

#### ③【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (参考情報)

#### ■基準価額・純資産の推移

当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

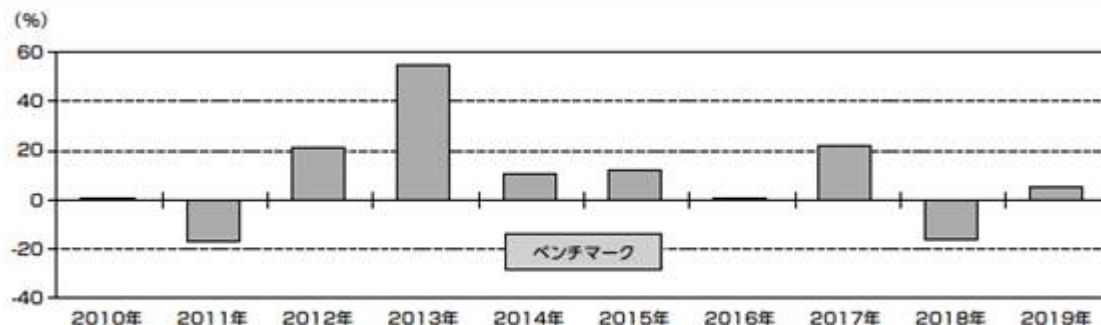
#### ■分配の推移

当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

#### ■主要な資産の状況

当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

#### ■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドは、2019年3月29日より運用を開始する予定のため、ベンチマークの収益率を表示しております。

※2019年は1月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ①取得申込者の制限

原則として、取得申込者は確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

#### ②申込方法

(a)取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

(b)取得申込者は販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資契約」※（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

※販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(c)取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

#### ③取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

#### ④申込価額

（当初申込期間）

1口当たり1円とします。

（継続申込期間）

取得申込受付日の基準価額とします。ただし、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

#### ⑤申込手数料

ありません。

#### ⑥申込単位

1円以上1円単位とします（当初元本1口＝1円）。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口の整数倍をもって取得することができます。

#### ⑦その他

(a)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### ①換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。

## ②換金価額

換金申込受付日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

## ③換金手数料

ありません。

## ④信託財産留保額

ありません。

## ⑤換金単位

受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって換金の申込みを行うことができます。

## ⑥換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

## ⑦その他

(a)「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(b)当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限があります。

(c)金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

(d)解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## ①基準価額の計算方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

## ②主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 投資対象    | 評価方法                                        |
|---------|---------------------------------------------|
| マザーファンド | 原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。          |
| 株式      | 原則として、基準価額計算日 <sup>※</sup> の取引所の最終相場で評価します。 |

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

## ③基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「国内株式MM」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>



## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託契約締結日（2019年3月29日）から無期限とします。ただし、後述の「(5) その他 ①信託契約の終了」による場合、信託は終了する場合があります。

## (4) 【計算期間】

毎年3月14日から翌年3月13日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、第1計算期間は信託契約締結日（2019年3月29日）から2020年3月13日までとし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

## (5) 【その他】

### ①信託の終了（繰上償還）

- (a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「②信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ②信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。
- ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用  
当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者（書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。）による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。
- ④ 関係法人との契約の更改等
1. 募集・販売の取扱い等に関する契約  
委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
  2. マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約  
委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。  
（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）  
外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。
- ⑤ 公告  
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。  
ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書
- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
  - (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。
  - (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

### ① 収益分配金請求権

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ② 償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日とします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### ③換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### ④帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは2019年3月29日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。  
なお、当ファンドの会計監査は、PwCあらた有限責任監査法人が行う予定です。

### 1【財務諸表】

#### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

#### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

#### (3)【注記表】

該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### (7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。





## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

2019年1月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

##### (2)会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### ②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2019年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2019年1月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

| 種 類        | 本 数 | 純資産総額            |
|------------|-----|------------------|
| 追加型株式投資信託  | 34本 | 174,332,671,048円 |
| 単位型株式投資信託  | 0本  | 0円               |
| 追加型公社債投資信託 | 0本  | 0円               |
| 単位型公社債投資信託 | 0本  | 0円               |
| 合 計        | 34本 | 174,332,671,048円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

#### 財務諸表

##### (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|            |    | 第19期<br>(平成28年12月31日現在) | 第20期<br>(平成29年12月31日現在) |
|------------|----|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部       |    |                         |                         |
| 流動資産       |    |                         |                         |
| 預金         |    | 1,766,257               | 1,720,918               |
| 前払費用       |    | 25,677                  | 23,461                  |
| 未収委託者報酬    |    | 338,425                 | 432,159                 |
| 未収運用受託報酬   |    | 1,488,261               | 1,654,243               |
| 未収投資助言報酬   |    | 191,467                 | 255,666                 |
| 未収入金       | ※2 | 114,514                 | 20,511                  |
| 繰延税金資産     |    | -                       | 375,206                 |
| その他流動資産    |    | 47,798                  | 85,970                  |
| 流動資産合計     |    | 3,972,402               | 4,568,138               |
| 固定資産       |    |                         |                         |
| 有形固定資産     |    |                         |                         |
| 建物附属設備     |    | 135,039                 | 119,508                 |
| 器具備品       |    | 50,420                  | 50,595                  |
| 有形固定資産合計   | ※1 | 185,459                 | 170,103                 |
| 無形固定資産     |    |                         |                         |
| ソフトウェア     |    | 300                     | -                       |
| 無形固定資産合計   |    | 300                     | -                       |
| 投資その他の資産   |    |                         |                         |
| 長期差入保証金    |    | 57,262                  | 57,262                  |
| 長期貸付金      | ※2 | 171,000                 | 171,000                 |
| 投資その他の資産合計 |    | 228,262                 | 228,262                 |
| 固定資産合計     |    | 414,022                 | 398,365                 |
| 資産合計       |    | 4,386,424               | 4,966,504               |

(単位：千円)

第19期  
(平成28年12月31日現在)

第20期  
(平成29年12月31日現在)

|              |           |           |
|--------------|-----------|-----------|
| <b>負債の部</b>  |           |           |
| 流動負債         |           |           |
| 預り金          | 26,247    | 29,333    |
| 未払金          |           |           |
| 未払手数料        | 36,603    | 40,954    |
| 未払委託調査費      | 561,923   | 837,693   |
| 未払委託計算費      | 5,840     | 6,294     |
| その他未払金       | 192,405   | 358,282   |
| 未払金合計        | 796,772   | 1,243,224 |
| 未払費用         | 57,331    | 104,317   |
| 未払消費税等       | 55,638    | 258,699   |
| 未払法人税等       | 102,616   | 459,314   |
| 前受金          | 53,813    | 53,813    |
| 賞与引当金        | 539,321   | 632,237   |
| リース債務        | 156       | 162       |
| 流動負債合計       | 1,631,900 | 2,781,102 |
| 固定負債         |           |           |
| 資産除去債務       | 36,531    | 36,940    |
| 長期未払金        | 800,484   | 872,920   |
| 長期未払費用       | 10,669    | 1,229     |
| 長期リース債務      | 273       | 110       |
| 固定負債合計       | 847,958   | 911,201   |
| 負債合計         | 2,479,858 | 3,692,304 |
| <b>純資産の部</b> |           |           |
| 株主資本         |           |           |
| 資本金          | 1,609,500 | 490,000   |
| 資本剰余金        |           |           |
| 資本準備金        | -         | 13,685    |
| 資本剰余金合計      | -         | 13,685    |
| 利益剰余金        |           |           |
| 利益準備金        | 23,988    | 108,814   |
| その他利益剰余金     |           |           |
| 繰越利益剰余金      | 273,077   | 661,699   |
| 利益剰余金合計      | 297,066   | 770,513   |
| 株主資本合計       | 1,906,566 | 1,274,199 |
| 純資産合計        | 1,906,566 | 1,274,199 |
| 負債純資産合計      | 4,386,424 | 4,966,504 |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|             | 第19期<br>(自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日) | 第20期<br>(自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日) |
|-------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| <b>営業収益</b> |                                          |                                          |
| 委託者報酬       | 1,130,846                                | 1,313,922                                |
| 運用受託報酬      | 4,709,058                                | 6,173,936                                |
| 投資助言報酬      | 522,734                                  | 624,116                                  |

|               |           |           |
|---------------|-----------|-----------|
| その他収益         | 769,433   | 1,069,226 |
| 営業収益合計        | 7,132,073 | 9,181,202 |
| 営業費用          |           |           |
| 支払手数料         | 132,605   | 145,424   |
| 広告宣伝費         | 190       | 310       |
| 調査費           |           |           |
| 委託調査費         | 3,577,514 | 4,546,385 |
| 図書費           | 1,431     | 1,640     |
| 調査費合計         | 3,578,946 | 4,548,026 |
| 委託計算費         | 61,984    | 65,348    |
| 営業雑経費         |           |           |
| 通信費           | 8,367     | 9,037     |
| 印刷費           | 10,051    | 9,175     |
| 協会費           | 11,369    | 11,505    |
| 営業雑経費合計       | 29,788    | 29,718    |
| 営業費用合計        | 3,803,515 | 4,788,828 |
| 一般管理費         |           |           |
| 給料            |           |           |
| 役員報酬          | 71,351    | 58,655    |
| 給料・手当         | 1,068,214 | 1,068,119 |
| 賞与            | 44,830    | 42,549    |
| 賞与引当金繰入額      | 539,321   | 632,237   |
| 給料合計          | 1,723,717 | 1,801,561 |
| 福利厚生費         | 159,549   | 161,989   |
| 交際費           | 15,239    | 10,293    |
| 寄付金           | 2,637     | 416       |
| 旅費交通費         | 29,934    | 28,479    |
| 租税公課          | 30,095    | 46,086    |
| 不動産賃借料        | 162,459   | 66,583    |
| 退職給付費用        | 157,550   | 150,456   |
| 消耗器具備品費       | 348,757   | 333,042   |
| 事務委託費         | 38,134    | 30,015    |
| 修繕費           | 6,243     | 7,504     |
| 水道光熱費         | 5,638     | 4,210     |
| 会議費用          | 3,356     | 1,382     |
| 固定資産減価償却費     | 43,559    | 32,503    |
| 諸経費           | 219,760   | 207,937   |
| 一般管理費合計       | 2,946,632 | 2,882,462 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 381,926   | 1,509,911 |
| 営業外収益         |           |           |
| 受取利息          | 1,381     | 2,289     |
| その他営業外収益      | 3,122     | 2,461     |
| 営業外収益合計       | 4,503     | 4,751     |
| 営業外費用         |           |           |
| 支払利息          | 71        | 11        |
| 為替差損          | 2,296     | 1,352     |
| 営業外費用合計       | 2,368     | 1,364     |
| 経常利益又は経常損失（△） | 384,060   | 1,513,298 |
| 特別損失          |           |           |
| 割増退職金         | 31,673    | 76,795    |
| 固定資産除却損       | ※1 13,700 | -         |

|                       |         |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 特別損失合計                | 45,373  | 76,795    |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△） | 338,687 | 1,436,503 |
| 法人税、住民税及び事業税          | 65,609  | 490,010   |
| 法人税等調整額               | -       | △ 375,206 |
| 法人税等合計                | 65,609  | 114,804   |
| 当期純利益又は当期純損失（△）       | 273,077 | 1,321,699 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| 第19期<br>(自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日) |           |           |              |             |           |                      |             |            |           |
|------------------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|----------------------|-------------|------------|-----------|
|                                          | 株主資本      |           |              |             |           |                      |             |            | 純資産合計     |
|                                          | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |                      |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                                          |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他                  | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|                                          |           |           |              |             |           | 利益剰余金<br>繰越<br>利益剰余金 |             |            |           |
| 当期首残高                                    | 1,609,500 | -         | -            | -           | -         | 263,877              | 263,877     | 1,873,377  | 1,873,377 |
| 当期変動額                                    |           |           |              |             |           |                      |             |            |           |
| 剰余金の配当                                   | -         | -         | -            | -           | 23,988    | △ 263,877            | △ 239,888   | △ 239,888  | △ 239,888 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△)                     | -         | -         | -            | -           | -         | 273,077              | 273,077     | 273,077    | 273,077   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額)                 | -         | -         | -            | -           | -         | -                    | -           | -          | -         |
| 当期変動額合計                                  | -         | -         | -            | -           | 23,988    | 9,200                | 33,188      | 33,188     | 33,189    |
| 当期末残高                                    | 1,609,500 | -         | -            | -           | 23,988    | 273,077              | 297,066     | 1,906,566  | 1,906,566 |

(単位:千円)

| 第20期<br>(自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日) |             |           |              |             |           |             |             |             |             |
|------------------------------------------|-------------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                          | 株主資本        |           |              |             |           |             |             |             | 純資産合計       |
|                                          | 資本金         | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金     |             |             | 株主資本<br>合計  |             |
|                                          |             | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他         | 利益剰余金<br>合計 |             |             |
|                                          |             |           |              |             |           | 繰越<br>利益剰余金 |             |             |             |
| 当期首残高                                    | 1,609,500   | -         | -            | -           | 23,988    | 273,077     | 297,066     | 1,906,566   | 1,906,566   |
| 当期変動額                                    |             |           |              |             |           |             |             |             |             |
| 剰余金の配当                                   | -           | 13,685    | △ 1,119,500  | △ 1,105,814 | 84,825    | △ 933,077   | △ 848,252   | △ 1,954,066 | △ 1,954,066 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失（△）                      | -           | -         | -            | -           | -         | 1,321,699   | 1,321,699   | 1,321,699   | 1,321,699   |
| 資本金から<br>その他資本剰余金<br>への振替                | △ 1,119,500 | -         | 1,119,500    | 1,119,500   | -         | -           | -           | -           | -           |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>（純額）              | -           | -         | -            | -           | -         | -           | -           | -           | -           |
| 当期変動額合計                                  | △ 1,119,500 | 13,685    | -            | 13,685      | 84,825    | 388,622     | 473,447     | △ 632,366   | △ 632,366   |
| 当期末残高                                    | 490,000     | 13,685    | -            | 13,685      | 108,814   | 661,699     | 770,513     | 1,274,199   | 1,274,199   |

## 注記事項

## (重要な会計方針)

|                            |                                                                                                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 該当事項はありません。                                                                                                                      |
| 2. 固定資産の減価償却の方法            | (1) 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定額法を採用しております。<br>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）<br>定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準   | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                               |
| 4. 引当金の計上基準                | 賞与引当金<br>従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。                                                                        |
| 5. リース取引の処理方法              | リース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                     |
| 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。                                                                                      |

## (貸借対照表関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在 | 第20期<br>平成29年12月31日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| *1 有形固定資産の減価償却累計額     | *1 有形固定資産の減価償却累計額     |
| 建物付属設備 96,327千円       | 建物付属設備 115,337千円      |
| 器具備品 115,466千円        | 器具備品 128,659千円        |
| *2 関係会社項目             | *2 関係会社項目             |
| 未収入金 19,045千円         | 未収入金 20,152千円         |
| 長期貸付金 5,000千円         | 長期貸付金 5,000千円         |

## (損益計算書関係)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日 | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| *1 固定資産除却損                             | 該当事項はありません。                            |
| 建物付属設備 10,804千円                        |                                        |
| 器具備品 2,895千円                           |                                        |
| 13,700千円                               |                                        |

## (株主資本等変動計算書関係)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日 | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項                  | 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項                  |

有価証券報告書 第14回

| 株式の種類 | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) | 株式の種類 | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |               |                |                |               | 発行済株式 |               |                |                |               |
| 普通株式  | 34,090        | -              | -              | 34,090        | 普通株式  | 34,090        | -              | -              | 34,090        |
| 合計    | 34,090        | -              | -              | 34,090        | 合計    | 34,090        | -              | -              | 34,090        |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議              | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たりの配当額 | 基準日         | 効力発生日       |
|-----------------|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 平成28年5月13日株主総会  | 普通株式  | 19,146千円  | 561.65円   | 平成27年12月31日 | 平成28年5月20日  |
| 平成28年11月19日株主総会 | 普通株式  | 220,741千円 | 6,475.26円 | 平成27年12月31日 | 平成28年11月30日 |

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議             | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たりの配当額 | 基準日         | 効力発生日     |
|----------------|-------|-----------|-------|-----------|-------------|-----------|
| 平成29年3月28日株主総会 | 普通株式  | 248,252千円 | 利益剰余金 | 7,282.25円 | 平成28年12月31日 | 平成29年4月4日 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議              | 株式の種類 | 配当金の総額      | 1株当たりの配当額  | 基準日         | 効力発生日       |
|-----------------|-------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 平成29年3月28日株主総会  | 普通株式  | 248,252千円   | 7,282.25円  | 平成28年12月31日 | 平成29年4月4日   |
| 平成29年10月26日株主総会 | 普通株式  | 600,000千円   | 17,600.46円 | 平成29年6月30日  | 平成29年10月27日 |
| 平成29年11月6日株主総会  | 普通株式  | 1,105,814千円 | 32,438.07円 | 平成29年6月30日  | 平成29年12月18日 |

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日 | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。        | 同左                                     |

## (金融商品関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在                                                                                                                                                                        | 第20期<br>平成29年12月31日現在 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1. 金融商品の状況に関する事項                                                                                                                                                                             |                       |
| (1)金融商品に対する取組方針<br>当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。                                                                                                   |                       |
| (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制<br>当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 |                       |
| 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。                                                           |                       |



| 2.金融商品の時価等に関する事項<br>平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。<br>(単位：千円)                                              |             |             |     | 2.金融商品の時価等に関する事項<br>平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。<br>(単位：千円)                                                                              |             |             |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-----|
|                                                                                                                                                                        | 貸借対照表計上額(※) | 時価(※)       | 差額  |                                                                                                                                                                                                        | 貸借対照表計上額(※) | 時価(※)       | 差額  |
| (1)預金                                                                                                                                                                  | 1,766,257   | 1,766,257   | -   | (1)預金                                                                                                                                                                                                  | 1,720,918   | 1,720,918   | -   |
| (2)未収委託者報酬                                                                                                                                                             | 338,425     | 338,425     | -   | (2)未収委託者報酬                                                                                                                                                                                             | 432,159     | 432,159     | -   |
| (3)未収運用受託報酬                                                                                                                                                            | 1,488,261   | 1,488,261   | -   | (3)未収運用受託報酬                                                                                                                                                                                            | 1,654,243   | 1,654,243   | -   |
| (4)未払金                                                                                                                                                                 | (778,822)   | (778,822)   | -   | (4)未収投資助言報酬                                                                                                                                                                                            | 255,666     | 255,666     | -   |
| (※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。                                                                                                                                     |             |             |     | (5)未払金                                                                                                                                                                                                 | (1,243,224) | (1,243,224) | -   |
| (注1) 金融商品の時価の算定方法<br>(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、並びに(4)未払金<br><br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。<br><br>(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額<br>(単位：千円) |             |             |     | (6)未払消費税等                                                                                                                                                                                              | (258,699)   | (258,699)   | -   |
|                                                                                                                                                                        |             |             |     | (7)未払法人税等                                                                                                                                                                                              | (459,314)   | (459,314)   | -   |
|                                                                                                                                                                        |             |             |     | (※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。                                                                                                                                                                     |             |             |     |
|                                                                                                                                                                        |             |             |     | (注1) 金融商品の時価の算定方法<br>(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未払金、(6)未払消費税等、並びに(7)未払法人税等<br><br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。<br><br>(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額<br>(単位：千円) |             |             |     |
|                                                                                                                                                                        | 1年以内        | 1年超<br>5年以内 | 5年超 |                                                                                                                                                                                                        | 1年以内        | 1年超<br>5年以内 | 5年超 |
| (1)預金                                                                                                                                                                  | 1,766,257   | -           | -   | (1)預金                                                                                                                                                                                                  | 1,720,918   | -           | -   |
| (2)未収委託者報酬                                                                                                                                                             | 338,425     | -           | -   | (2)未収委託者報酬                                                                                                                                                                                             | 432,159     | -           | -   |
| (3)未収運用受託報酬                                                                                                                                                            | 1,488,261   | -           | -   | (3)未収運用受託報酬                                                                                                                                                                                            | 1,654,243   | -           | -   |
|                                                                                                                                                                        |             |             |     | (4)未収投資助言報酬                                                                                                                                                                                            | 255,666     | -           | -   |

## (有価証券関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在                                        | 第20期<br>平成29年12月31日現在            |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 其他有価証券で時価のあるもの<br>該当事項はありません。                             | 1. 其他有価証券で時価のあるもの<br>該当事項はありません。 |
| 2. 当期中に売却した其他有価証券<br>注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、<br>該当事項はありません。 | 2. 当期中に売却した其他有価証券<br>同左          |

## (デリバティブ取引関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在 | 第20期<br>平成29年12月31日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 該当事項はありません。           | 該当事項はありません。           |

## (退職給付関係)

| 第19期 | 第20期 |
|------|------|
|------|------|

| 平成28年12月31日現在                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成29年12月31日現在                                      |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------|--------|---------|----------|----------|-------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|--------|---------|----------|----------|-----|-----|-------------|----------------|
| <b>1.採用している退職給付制度の概要</b><br>退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。                                                                                                                                               | <b>1.採用している退職給付制度の概要</b><br>同左                     |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| <b>2.退職一時金制度</b> (単位：千円)<br><b>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</b> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>769,305</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>108,829</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 77,650</td></tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td><td><u>800,484</u></td></tr> </table> | 長期未払金の当期首残高                                        | 769,305 | 退職給付費用 | 108,829 | 退職給付の支払額 | △ 77,650 | 長期未払金の当期末残高 | <u>800,484</u> | <b>2.退職一時金制度</b> (単位：千円)<br><b>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</b> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td><td>800,484</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>102,852</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 30,556</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>140</td></tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td><td><u>872,920</u></td></tr> </table> | 長期未払金の当期首残高 | 800,484 | 退職給付費用 | 102,852 | 退職給付の支払額 | △ 30,556 | その他 | 140 | 長期未払金の当期末残高 | <u>872,920</u> |
| 長期未払金の当期首残高                                                                                                                                                                                                                                                              | 769,305                                            |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 退職給付費用                                                                                                                                                                                                                                                                   | 108,829                                            |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 退職給付の支払額                                                                                                                                                                                                                                                                 | △ 77,650                                           |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 長期未払金の当期末残高                                                                                                                                                                                                                                                              | <u>800,484</u>                                     |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 長期未払金の当期首残高                                                                                                                                                                                                                                                              | 800,484                                            |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 退職給付費用                                                                                                                                                                                                                                                                   | 102,852                                            |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 退職給付の支払額                                                                                                                                                                                                                                                                 | △ 30,556                                           |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                      | 140                                                |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| 長期未払金の当期末残高                                                                                                                                                                                                                                                              | <u>872,920</u>                                     |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| <b>(2)退職給付費用</b> (単位：千円)<br>簡便法で計算した退職給付費用 108,829                                                                                                                                                                                                                       | <b>(2)退職給付費用</b> (単位：千円)<br>簡便法で計算した退職給付費用 102,852 |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |
| <b>3.確定拠出制度</b> (単位：千円)<br>確定拠出制度への要拠出額 48,720                                                                                                                                                                                                                           | <b>3.確定拠出制度</b> (単位：千円)<br>確定拠出制度への要拠出額 47,604     |         |        |         |          |          |             |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |         |        |         |          |          |     |     |             |                |

## (ストック・オプション等関係)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日 | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません。                            | 該当事項はありません。                            |

## (税効果会計関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第20期<br>平成29年12月31日現在                                                                                     |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|---------|------|---------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|-------|-----|--------|----------|----------------|--------|------------------|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|------|---------|-------|---------|--------|--------|-------|---------|--------|-----|-----|--------|----------|----------------|--------|------------------|-----------|----------------|
| <b>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</b><br>(単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>104,951</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>188,305</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>166,418</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>35,032</td></tr> <tr> <td>長期未払金</td><td>247,005</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>3,292</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>19,182</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>764,187</u></td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td><u>△ 764,187</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>0</u></td></tr> </table> | 繰延税金資産                                                                                                    |  | 税務上の繰越欠損金 | 104,951 | 未払費用 | 188,305 | 賞与引当金 | 166,418 | 資産除去債務 | 35,032 | 長期未払金 | 247,005 | 長期未払費用 | 3,292 | その他 | 19,182 | 繰延税金資産合計 | <u>764,187</u> | 評価性引当額 | <u>△ 764,187</u> | 繰延税金資産の純額 | <u>0</u> | <b>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</b><br>(単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>277,603</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>195,108</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>36,822</td></tr> <tr> <td>長期未払金</td><td>276,669</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>379</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>26,695</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td><u>816,279</u></td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td><u>△ 441,072</u></td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td><u>375,206</u></td></tr> </table> | 繰延税金資産 |  | 未払費用 | 277,603 | 賞与引当金 | 195,108 | 資産除去債務 | 36,822 | 長期未払金 | 276,669 | 長期未払費用 | 379 | その他 | 26,695 | 繰延税金資産合計 | <u>816,279</u> | 評価性引当額 | <u>△ 441,072</u> | 繰延税金資産の純額 | <u>375,206</u> |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                           |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 税務上の繰越欠損金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 104,951                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 未払費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 188,305                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 166,418                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 資産除去債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 35,032                                                                                                    |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 長期未払金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 247,005                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 長期未払費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 3,292                                                                                                     |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 19,182                                                                                                    |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>764,187</u>                                                                                            |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <u>△ 764,187</u>                                                                                          |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>0</u>                                                                                                  |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                           |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 未払費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 277,603                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 195,108                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 資産除去債務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 36,822                                                                                                    |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 長期未払金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 276,669                                                                                                   |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 長期未払費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 379                                                                                                       |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 26,695                                                                                                    |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <u>816,279</u>                                                                                            |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <u>△ 441,072</u>                                                                                          |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>375,206</u>                                                                                            |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |
| <b>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b><br>法定実効税率 30.86%<br>(調整)<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 7.53%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <b>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</b><br>法定実効税率 30.86%<br>(調整)<br>交際費等永久に損金に算入されない項目 1.93% |  |           |         |      |         |       |         |        |        |       |         |        |       |     |        |          |                |        |                  |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |  |      |         |       |         |        |        |       |         |        |     |     |        |          |                |        |                  |           |                |

|                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                                |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------|---------|
| 住民税均等割                                                                                                                                                                                                                                          | 0.20%   | 住民税均等割                         | 0.01%   |
| 評価性引当額の増減                                                                                                                                                                                                                                       | △38.52% | 評価性引当額の増減                      | △22.49% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額                                                                                                                                                                                                                              |         |                                |         |
| 修正                                                                                                                                                                                                                                              | 16.40%  | その他                            | △2.32%  |
| その他                                                                                                                                                                                                                                             | 2.90%   | 税効果会計適用後の法人税等の負担率              | 7.99%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                               | 19.37%  |                                |         |
| 3.法人税等の変更等による影響<br>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の33.10%から30.86%になります。 |         | 3.法人税等の変更等による影響<br>該当事項はありません。 |         |

## (資産除去債務関係)

| 第19期<br>平成28年12月31日現在                                                                                                                                         | 第20期<br>平成29年12月31日現在 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの                                                                                                                                       |                       |
| 1.当該資産除去債務の概要<br>建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。                                                                                                                  |                       |
| 2.当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。                                                                        |                       |
| 3.当該資産除去債務の総額の増減<br>当事業年度において、資産の除却時点において必要とされる除却費用が、当初の見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0%で引き、変更前の資産除去債務残高に5,015千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。 | 3.当該資産除去債務の総額の増減      |
| (単位：千円)                                                                                                                                                       | (単位：千円)               |
| 当期首残高                                                                                                                                                         | 70,719                |
| 時の経過による調整額                                                                                                                                                    | 2,100                 |
| 見積りの変更による増加額                                                                                                                                                  | 5,015                 |
| 資産除去債務の履行による減少額                                                                                                                                               | △ 41,303              |
| 当期末残高                                                                                                                                                         | 36,531                |
|                                                                                                                                                               | 当期首残高                 |
|                                                                                                                                                               | 36,531                |
|                                                                                                                                                               | 時の経過による調整額            |
|                                                                                                                                                               | 409                   |
|                                                                                                                                                               | 当期末残高                 |
|                                                                                                                                                               | 36,940                |

## (セグメント情報等)

|                                          |
|------------------------------------------|
| 第19期<br>(自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日) |
|------------------------------------------|

## 1.セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|            | 投資信託業     | 投資一任業     | 投資助言業   | その他     | 合計        |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 1,130,846 | 4,709,058 | 522,734 | 769,433 | 7,132,073 |

## (2)地域ごとの情報

## ①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益      | 関連するセグメント   |
|-----------|-----------|-------------|
| A社（※）     | 2,611,712 | 投資一任業・投資助言業 |

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 第20期

(自 平成29年 1月 1日

至 平成29年12月31日)

## 1.セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|            | 投資信託業     | 投資一任業     | 投資助言業   | その他       | 合計        |
|------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 1,313,922 | 6,173,936 | 624,116 | 1,069,226 | 9,181,202 |

## (2)地域ごとの情報

## ①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益      | 関連するセグメント   |
|-----------|-----------|-------------|
| A社（※）     | 3,848,315 | 投資一任業・投資助言業 |

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 第19期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

## 兄弟会社等

| 種類              | 会社等の名称                                                                                                                           | 所在地                         | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容          | 議決権等<br>の被所有<br>割合 | 関係内容       |                   | 取引の<br>内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------|-------------------|---------------------|--------------|-----------|--------------|
|                 |                                                                                                                                  |                             |                  |                    |                    | 役員の<br>兼任等 | 事業上の<br>関係        |                     |              |           |              |
| 親会社<br>の<br>子会社 | Russell<br>Investments<br>Japan Holdco<br>合同会社（非上場）<br>ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）<br>TAアソシエーツ（非上場）<br>レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場） | アメリカ合衆国,<br>ワシントン州<br>シアトル市 | -                | コーポ<br>レート<br>サポート | なし                 | 兼任<br>1人   | 業務委託<br>契約<br>の締結 | 貸付金の<br>更改          | 166,000      | 長期<br>貸付金 | 166,000      |
|                 |                                                                                                                                  |                             |                  |                    |                    |            |                   | 受取利息                | 1,257        |           |              |
|                 |                                                                                                                                  |                             |                  |                    |                    |            |                   | 営業費用<br>及び一般<br>管理費 | 1,762,392    | 未払金       | 136,129      |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、貸付期間は3年としております。

（注2）営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## 第20期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

## 兄弟会社等

| 種類          | 会社等の名称                               | 所在地                         | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の<br>内容      | 議決権等<br>の被所有<br>割合 | 関係内容       |                   | 取引の<br>内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-------------|--------------------------------------|-----------------------------|------------------|----------------|--------------------|------------|-------------------|---------------------|--------------|-----|--------------|
|             |                                      |                             |                  |                |                    | 役員の<br>兼任等 | 事業上の<br>関係        |                     |              |     |              |
| 親会社の<br>子会社 | Russell<br>Investments<br>Group, LLC | アメリカ合衆国,<br>ワシントン州<br>シアトル市 | -                | コーポレー<br>トサポート | なし                 | 兼任<br>1人   | 業務委託<br>契約<br>の締結 | 営業費用<br>及び一般<br>管理費 | 2,372,173    | 未払金 | 331,934      |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

## (2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日              |            | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日              |             |
|-----------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                           | 55,927.43円 | 1株当たり純資産額                                           | 37,377.52円  |
| 1株当たり当期純利益                                          | 8,010.48円  | 1株当たり当期純利益                                          | 38,770.88円  |
| 損益計算書上の当期純利益                                        | 273,077千円  | 損益計算書上の当期純利益                                        | 1,321,699千円 |
| 1株当たり当期純利益の算定に用いられ<br>た普通株式に関する当期純利益                | 273,077千円  | 1株当たり当期純利益の算定に用いられ<br>た普通株式に関する当期純利益                | 1,321,699千円 |
| 差額                                                  | -          | 差額                                                  | -           |
| 期中平均株式数                                             |            | 期中平均株式数                                             |             |
| 普通株式                                                | 34,090株    | 普通株式                                                | 34,090株     |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について<br>は、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について<br>は、潜在株式が存在しないため記載していません。 |             |

## (重要な後発事象)

| 第19期<br>自 平成28年 1月 1日<br>至 平成28年12月31日 | 第20期<br>自 平成29年 1月 1日<br>至 平成29年12月31日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 該当事項はありません。                            | 該当事項はありません。                            |

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第21期中間会計期間末

(平成30年6月30日現在)

資産の部

## 流動資産

|          |  |           |
|----------|--|-----------|
| 預金       |  | 1,282,907 |
| 前払費用     |  | 59,610    |
| 未収委託者報酬  |  | 427,565   |
| 未収運用受託報酬 |  | 1,609,322 |
| 未収投資助言報酬 |  | 124,966   |
| 未収入金     |  | 1,231     |
| 短期貸付金    |  | 300,000   |
| 繰延税金資産   |  | 329,766   |
| その他流動資産  |  | 75,932    |
| 流動資産計    |  | 4,211,303 |

## 固定資産

|           |    |           |
|-----------|----|-----------|
| 有形固定資産    |    |           |
| 建物付属設備    |    | 109,977   |
| 器具備品      |    | 43,644    |
| 有形固定資産計   | *2 | 153,621   |
| 投資その他の資産  |    |           |
| 長期差入保証金   |    | 58,027    |
| 投資その他の資産計 |    | 58,027    |
| 固定資産計     |    | 211,649   |
| 資産合計      |    | 4,422,952 |

(単位：千円)

第21期中間会計期間末

(平成30年6月30日現在)

## 負債の部

|         |    |           |
|---------|----|-----------|
| 流動負債    |    |           |
| 預り金     |    | 169,903   |
| 未払金     |    |           |
| 未払手数料   |    | 39,474    |
| 未払委託調査費 |    | 828,079   |
| 未払委託計算費 |    | 6,533     |
| その他未払金  |    | 434,632   |
| 未払金計    |    | 1,308,719 |
| 未払費用    |    | 70,245    |
| 未払法人税等  |    | 188,295   |
| 前受金     |    | 67,853    |
| 賞与引当金   |    | 336,513   |
| リース債務   |    | 164       |
| その他流動負債 | *1 | 134,643   |
| 流動負債計   |    | 2,276,338 |
| 固定負債    |    |           |
| 資産除去債務  |    | 37,147    |
| 長期未払金   |    | 845,870   |
| 長期リース債務 |    | 27        |
| 長期未払費用  |    | 1,208     |
| 固定負債計   |    | 884,255   |
| 負債合計    |    | 3,160,593 |

## 純資産の部



|          |           |
|----------|-----------|
| 株主資本     |           |
| 資本金      | 490,000   |
| 資本剰余金    |           |
| 資本準備金    | 13,685    |
| 資本剰余金合計  | 13,685    |
| 利益剰余金    |           |
| 利益準備金    | 108,814   |
| その他利益剰余金 |           |
| 繰越利益剰余金  | 649,858   |
| 利益剰余金合計  | 758,672   |
| 株主資本計    | 1,262,358 |
| 純資産合計    | 1,262,358 |
| 負債純資産合計  | 4,422,952 |

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

|          | 第21期中間会計期間<br>(自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日) |
|----------|----------------------------------------------|
| 営業収益     |                                              |
| 委託者報酬    | 722,693                                      |
| 運用受託報酬   | 3,407,492                                    |
| 投資助言報酬   | 311,397                                      |
| その他収益    | 570,202                                      |
| 営業収益計    | 5,011,785                                    |
| 営業費用     |                                              |
| 支払手数料    | 76,088                                       |
| 広告宣伝費    | 80                                           |
| 調査費      |                                              |
| 委託調査費    | 2,561,673                                    |
| 図書費      | 1,070                                        |
| 調査費計     | 2,562,743                                    |
| 委託計算費    | 35,333                                       |
| 営業雑経費    |                                              |
| 通信費      | 3,830                                        |
| 印刷費      | 5,523                                        |
| 協会費      | 6,035                                        |
| 営業雑経費計   | 15,389                                       |
| 営業費用計    | 2,689,635                                    |
| 一般管理費    |                                              |
| 給料       |                                              |
| 役員報酬     | 24,794                                       |
| 給料・手当    | 536,678                                      |
| 賞与       | 9,543                                        |
| 賞与引当金繰入額 | 336,513                                      |
| 給料計      | 907,529                                      |
| 福利厚生費    | 95,017                                       |
| 交際費      | 4,503                                        |
| 寄付金      | 203                                          |
| 旅費交通費    | 20,241                                       |
| 租税公課     | 16,534                                       |
| 不動産賃借料   | 30,966                                       |

|              |    |           |
|--------------|----|-----------|
| 退職給付費用       |    | 73,920    |
| 消耗器具備品費      |    | 171,249   |
| 事務委託費        |    | 10,439    |
| 修繕費          |    | 2,407     |
| 水道光熱費        |    | 2,103     |
| 会議費用         |    | 390       |
| 固定資産減価償却費    | *1 | 16,340    |
| 諸経費          |    | 55,782    |
| 一般管理費計       |    | 1,407,631 |
| 営業利益         |    | 914,518   |
| 営業外収益        |    |           |
| 受取利息         |    | 2,346     |
| 為替差益         |    | 7,606     |
| その他営業外収益     |    | 2,267     |
| 営業外収益計       |    | 12,220    |
| 営業外費用        |    |           |
| 支払利息         |    | 3         |
| 営業外費用計       |    | 3         |
| 経常利益         |    | 926,735   |
| 特別損失         |    |           |
| 割増退職金        |    | 62,832    |
| 固定資産売却損      |    | 1,627     |
| 特別損失計        |    | 64,460    |
| 税引前中間純利益     |    | 862,274   |
| 法人税、住民税及び事業税 |    | 166,976   |
| 法人税等調整額      |    | 45,439    |
| 中間純利益        |    | 649,858   |

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

| 第21期中間会計期間<br>(自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日) |         |           |                  |                 |           |                                         |                 |            |           |
|----------------------------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                                              | 株主資本    |           |                  |                 |           |                                         |                 |            | 純資産<br>合計 |
|                                              | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金     |                                         |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|                                              |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他<br>利益<br>剰余金<br><br>繰越<br>利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                                        | 490,000 | 13,685    | -                | 13,685          | 108,814   | 661,699                                 | 770,513         | 1,274,199  | 1,274,199 |
| 当中間期変動額                                      |         |           |                  |                 |           |                                         |                 |            |           |
| 剰余金の配当                                       | -       | -         | -                | -               | -         | △ 661,699                               | △ 661,699       | △ 661,699  | △ 661,699 |
| 中間純利益又は<br>中間純損失 (△)                         | -       | -         | -                | -               | -         | 649,858                                 | 649,858         | 649,858    | 649,858   |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額 (純額)                   | -       | -         | -                | -               | -         | -                                       | -               | -          | -         |
| 当中間期変動額合計                                    | -       | -         | -                | -               | -         | △ 11,840                                | △ 11,840        | △ 11,840   | △ 11,840  |
| 当中間期末残高                                      | 490,000 | 13,685    | -                | 13,685          | 108,814   | 649,858                                 | 758,672         | 1,262,358  | 1,262,358 |

## 注記事項

## (重要な会計方針)

|                              |                                                             |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1. 固定資産の減価償却の方法              | 有形固定資産（リース資産を除く）<br>定額法を採用しております。                           |
| 2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準     | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。        |
| 3. 引当金の計上基準                  | 賞与引当金<br>従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 |
| 4. リース取引の処理方法                | リース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                |
| 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。                 |

## (中間貸借対照表関係)

| 第21期中間会計期間末<br>(平成30年6月30日現在)                              |            |
|------------------------------------------------------------|------------|
| *1 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、その他流動負債に含めて表示しております。 |            |
| *2 有形固定資産の減価償却累計額                                          | 258,518 千円 |

## (中間損益計算書関係)

| 第21期中間会計期間<br>(自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日) |        |           |
|----------------------------------------------|--------|-----------|
| *1 減価償却実施額                                   | 有形固定資産 | 16,340 千円 |

## (中間株主資本等変動計算書関係)

高橋正平 等 支那計 算 因 係

|                                              |                    |                      |                      |                     |           |
|----------------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-----------|
| 第21期中間会計期間<br>(自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日) |                    |                      |                      |                     |           |
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項                        |                    |                      |                      |                     |           |
| 株式の種類                                        | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当中間会計期間<br>増加株式数 (株) | 当中間会計期間<br>減少株式数 (株) | 当中間会計期間末<br>株式数 (株) |           |
| 発行済株式                                        |                    |                      |                      |                     |           |
| 普通株式                                         | 34,090             | -                    | -                    | 34,090              |           |
| 合計                                           | 34,090             | -                    | -                    | 34,090              |           |
|                                              |                    |                      |                      |                     |           |
| 2. 配当に関する事項                                  |                    |                      |                      |                     |           |
| 配当金支払額                                       |                    |                      |                      |                     |           |
| 決議                                           | 株式の種類              | 配当金の総額               | 1株当たりの配当額            | 基準日                 | 効力発生日     |
| 平成30年5月30日<br>株主総会                           | 普通株式               | 661,699千円            | 19,410.36円           | 平成29年12月31日         | 平成30年6月4日 |

## (リース取引関係)

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| <p>第21期中間会計期間<br/>(自 平成30年1月 1日<br/>至 平成30年6月30日)</p> |
| 該当事項はありません。                                           |

## (金融商品関係)

|                                                                                                                                                                             |               |             |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|----|
| <p>第21期中間会計期間末<br/>(平成30年6月30日現在)</p>                                                                                                                                       |               |             |    |
| <p>金融商品の時価等に関する事項<br/>平成30年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。<br/>(単位：千円)</p>                                                                                     |               |             |    |
|                                                                                                                                                                             | 中間貸借対照表計上額(※) | 時価(※)       | 差額 |
| (1)預金                                                                                                                                                                       | 1,282,907     | 1,282,907   | -  |
| (2)未収委託者報酬                                                                                                                                                                  | 427,565       | 427,565     | -  |
| (3)未収運用受託報酬                                                                                                                                                                 | 1,609,322     | 1,609,322   | -  |
| (4)短期貸付金                                                                                                                                                                    | 300,000       | 300,000     | -  |
| (5)未払金                                                                                                                                                                      | (1,285,578)   | (1,285,578) | -  |
| <p>(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。</p> <p>(注) 金融商品の時価の算定方法<br/>(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(5)未払金<br/>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p> |               |             |    |

## (有価証券関係)

|                                       |
|---------------------------------------|
| <p>第21期中間会計期間末<br/>(平成30年6月30日現在)</p> |
| 該当事項はありません。                           |

## (デリバティブ取引関係)

|                                       |
|---------------------------------------|
| <p>第21期中間会計期間末<br/>(平成30年6月30日現在)</p> |
| 該当事項はありません。                           |

## (ストック・オプション等関係)

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| <p>第21期中間会計期間<br/>(自 平成30年1月 1日<br/>至 平成30年6月30日)</p> |
| 該当事項はありません。                                           |

## (資産除去債務関係)

|                                                                |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|
| <p>第21期中間会計期間末<br/>(平成30年6月30日現在)</p>                          |           |
| <p>資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの<br/>当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減</p> |           |
| 当事業年度期首残高                                                      | 36,940 千円 |
| 時の経過による調整額                                                     | 206 千円    |
| 当中間会計期間末残高                                                     | 37,147 千円 |

## (セグメント情報等)

|            |
|------------|
| 第21期中間会計期間 |
|------------|

（自 平成30年1月 1日  
至 平成30年6月30日）

## 1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|            | 投資信託業   | 投資一任業     | 投資助言業   | その他     | 合計        |
|------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 外部顧客への営業収益 | 722,693 | 3,407,492 | 311,397 | 570,202 | 5,011,785 |

### (2)地域ごとの情報

#### ①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益      | 関連するセグメント   |
|-----------|-----------|-------------|
| A社（※）     | 2,278,074 | 投資一任業・投資助言業 |

（※）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

| 第21期中間会計期間<br>（自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日）    |            |
|-------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                       | 37,030.17円 |
| 1株当たり中間純利益                                      | 19,063.03円 |
| 中間損益計算書上の中間純利益                                  | 649,858千円  |
| 1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益                | 649,858千円  |
| 差額                                              | —          |
| 期中平均株式数                                         |            |
| 普通株式                                            | 34,090株    |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            |

## (重要な後発事象)

|                                              |
|----------------------------------------------|
| 第21期中間会計期間<br>(自 平成30年1月 1日<br>至 平成30年6月30日) |
| 該当事項はありません。                                  |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④、⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③、④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

以下の定款変更を行いました。

①目的の変更（2017年12月15日付）

②機関設計の変更（会計監査人設置会社の廃止）（2018年3月27日付）

- (2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

| (a)名称                                         | (b)資本金の額<br>(2018年9月末現在) | (c)事業の内容                                                   |
|-----------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 324,279百万円               | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

#### (2)販売会社

| (a)名称         | (b)資本金の額<br>(2018年9月末現在) | (c)事業の内容                                                   |
|---------------|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円               | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

#### (3)外部委託先運用会社

| (a)名称                                    | (b)資本金の額<br>(2018年9月末現在)              | (c)事業の内容                                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------|
| アセットマネジメントOne株式会社                        | 2,000百万円                              | 金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。                            |
| クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー        | リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップのため、該当事項はありません。 | 金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。 |
| ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー | リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。    |                                                      |

#### <参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

カムイ・キャピタル株式会社  
スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

##### 《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金の額：10,000百万円（2018年9月末現在）  
事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。  
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

#### (3)外部委託先運用会社



委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

＜参考：投資助言会社＞

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

### 3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
  - ① 「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
  - ② 金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
  - ③ 交付目論見書の使用開始日を記載します。
  - ④ 委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
  - ⑤ 受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
  - ⑥ 請求目論見書の入手方法を記載します。
  - ⑦ 届出の効力に関する事項について記載します。
  - ⑧ 以下の事項を記載します。
    - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
    - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
    - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
    - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
  - ⑨ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

ラッセル・インベストメント株式会社  
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年9月28日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。